

議案第 6 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、異議申立てが審査請求へ統合されること、審理員による審理手続に関する規定の適用除外を置くことその他所要の改正を行う必要が生じたことから、関係条例の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)の一部を次のように改正する。

第17条の3第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年羽曳野市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年羽曳野市条例第439号)の一部を次のように改正する。

第25条(見出しを含む。)中「異議申立」を「審査請求」に改める。

(羽曳野市情報公開条例の一部改正)

第5条 羽曳野市情報公開条例(平成12年羽曳野市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第14条の2 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第 15 条を次のように改める。

(審査請求に関する手続)

第 15 条 開示等決定又は開示請求に係る不作為に対して審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に係る処分庁又は審査庁は、羽曳野市情報公開審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(第三者から当該公文書の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 処分庁又は審査庁は、第 1 項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第 16 条第 1 項中「前条に規定する」を「前条第 1 項の規定による」に改め、同条第 7 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(羽曳野市個人情報保護条例の一部改正)

第 6 条 羽曳野市個人情報保護条例(平成 12 年羽曳野市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 節 不服申し立て(第 32 条) 」を

「第 4 節 審査請求(第 31 条の 2・第 32 条)」に改める。

第 3 章第 4 節中第 32 条の前に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 31 条の 2 開示等決定、訂正等決定、利用中止等決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 32 条を次のように改める。

(審査請求に関する手続)

第 32 条 開示等決定、訂正等決定、利用中止等決定又は開示請求、訂正請求若しく

は利用中止請求に係る不作為に対して、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に係る処分庁又は審査庁は、羽曳野市個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(第三者から当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 処分庁又は審査庁は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第3章第4節の節名中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

第33条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第6項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(羽曳野市行政手続条例の一部改正)

第7条 羽曳野市行政手続条例(平成13年羽曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

(羽曳野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第8条 羽曳野市固定資産評価審査委員会条例(昭和31年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)

第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、同条に次の 1 項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第 6 条第 2 項ただし書を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。第 10 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 3 号において「情報通信技術利用法」という。)第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第 11 条第 1 項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条の規定による改正後の羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 5 条の規定は、平成 29 年度に行う報告及び公表から適用する。

新旧対照表

新	旧
<p><b>第 1 条関係</b> 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(退職手当の支給の差止め)</p> <p>第 13 条 1～3 省略</p> <p>4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1 項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 省略 以下省略</p>	<p><b>第 1 条関係</b> 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(退職手当の支給の差止め)</p> <p>第 13 条 1～3 省略</p> <p>4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条第 1 項又は第 45 条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 省略 以下省略</p>
<p><b>第 2 条関係</b> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>第 17 条の 3 1～3 省略</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1 項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をしたものに対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～9 省略 以下省略</p>	<p><b>第 2 条関係</b> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>第 17 条の 3 1～3 省略</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条又は第 45 条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をしたものに対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～9 省略 以下省略</p>
<p><b>第 3 条関係</b> 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第 5 条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 不利益処分についての<u>審査請求</u>の状況</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第 3 条関係</b> 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第 5 条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 不利益処分についての<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>以下省略</p>

第 4 条関係

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例

(審査請求)

第 25 条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のあるものは、市長に対して審査請求をすることができる。

以下省略

第 5 条関係

羽曳野市情報公開条例

第 14 条 省略

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 14 条の 2 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第 15 条 開示等決定又は開示請求に係る不作為に対して審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に係る処分庁又は審査庁は、羽曳野市情報公開審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(第三者から当該公文書の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 処分庁又は審査庁は、第 1 項の規定による諮

第 4 条関係

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例

(異議申立)

第 25 条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のあるものは、市長に対して異議申立をすることができる。

以下省略

第 5 条関係

羽曳野市情報公開条例

第 14 条 省略

(不服申立てに関する手続)

第 15 条 開示等決定に対して行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、羽曳野市情報公開審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定(第 9 条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)を取り消し又は変更し、当該公文書の全部を開示する決定をするとき。ただし、当該開示等決定に係る第三者が開示に反対の意思を表示しているときを除く。



問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(審査会の設置)

第 16 条 前条第 1 項の規定による諮問に応じて審査するため、羽曳野市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～6 省略

7 前項に定めるもののほか、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、諮問をした処分庁又は審査庁の職員その他関係人に対して資料の提出又は説明等を求めることができる。

8・9 省略

以下省略

#### 第 6 条関係

羽曳野市個人情報保護条例

目次

第 1 章・第 2 章 省略

第 3 章 開示、訂正及び利用中止

第 1 節～第 3 節 省略

第 4 節 審査請求(第 31 条の 2・第 32 条)

第 4 章～第 6 章 省略

附則

第 1 章・第 2 章 省略

第 3 章 開示、訂正及び利用中止

第 1 節～第 3 節 省略

第 4 節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 31 条の 2 開示等決定、訂正等決定、利用中止等決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第 32 条 開示等決定、訂正等決定、利用中止等決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為に対して、審査請求があった

2 処分庁又は審査庁は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(審査会の設置)

第 16 条 前条に規定する諮問に応じて審査するため、羽曳野市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～6 省略

7 前項に定めるもののほか、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした処分庁又は審査庁の職員その他関係人に対して資料の提出又は説明等を求めることができる。

8・9 省略

以下省略

#### 第 6 条関係

羽曳野市個人情報保護条例

目次

第 1 章・第 2 章 省略

第 3 章 開示、訂正及び利用中止

第 1 節～第 3 節 省略

第 4 節 不服申し立て(第 32 条)

第 4 章～第 6 章 省略

附則

第 1 章・第 2 章 省略

第 3 章 開示、訂正及び利用中止

第 1 節～第 3 節 省略

第 4 節 不服申し立て

(不服申立てに関する手続)

第 32 条 開示等決定、訂正等決定又は利用中止等決定に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく不服申立てがあった場合

ときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に係る処分庁又は審査庁は、羽曳野市個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(第三者から当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 処分庁又は審査庁は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

#### 第4章 附属機関

(審査会の設置)

第33条 前条第1項に規定する諮問に応じて審査するため、羽曳野市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～5 省略

6 前項に定めるもののほか、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、諮問をした処分庁又は審査庁の職員その他関係人に対して資料の提出又は説明等を求めることができる。

7・8 省略

以下省略

は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、羽曳野市個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示等決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示等決定に係る第三者が当該開示等決定に反対の意思を表示しているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正等決定(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用中止等決定(利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用中止請求の全部を容認して利用中止をすることとするとき。

2 処分庁又は審査庁は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

#### 第4章 附属機関

(審査会の設置)

第33条 前条に規定する諮問に応じて審査するため、羽曳野市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～5 省略

6 前項に定めるもののほか、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした処分庁又は審査庁の職員その他関係人に対して資料の提出又は説明等を求めることができる。

7・8 省略

以下省略

**第7条関係**

羽曳野市行政手続条例

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(9) 省略

(10) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(11) 省略

以下省略

**第8条関係**

羽曳野市固定資産評価審査委員会条例

(審査の申出)

第4条 1 省略

2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査の申出に係る処分の内容

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4・5 省略

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

**第7条関係**

羽曳野市行政手続条例

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(9) 省略

(10) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(11) 省略

以下省略

**第8条関係**

羽曳野市固定資産評価審査委員会条例

(審査の申出)

第4条 1 省略

2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4・5 省略

<p>第5条 省略 第4節 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条 1 省略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p> <p>第7条～第10条 省略 (決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>主文</u> (2) <u>事案の概要</u> (3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u> (4) <u>理由</u></p> <p>2 省略 以下省略</p>	<p>第5条 省略 第4節 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条 1 省略</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第7条～第10条 省略 (決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</p> <p>2 省略 以下省略</p>
--	--